

# 保育料(利用者負担額)について

令和元年10月より下記について保育料(利用者負担額)が変更となりましたので、お知らせします。

該当する世帯	保育料
1号認定	無料
2, 3号認定の3歳以上児	無料

なお下記に該当する場合は、継続して保育料が軽減されます。

- 2, 3号認定の場合で、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の場合  
上の子の年齢に関わらず、

・第2子 → (該当する保育料の) 半額 ・第3子以降 → 無料

- ひとり親世帯等に該当し、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合  
上の子の年齢に関わらず、

・第1子 → (該当する保育料の) 半額 ・第2子以降 → 無料

- 小学校就学前の範囲において、保育所等を同時に利用する児童が複数いる場合、

・第2子 → (該当する保育料の) 半額 ・第3子以降 → 無料

- 3人以上の子どもが同居している世帯で、3人目以降の子どもが満3歳未満の場合

・第3子以降(申請が必要です) → 無料

(2号、3号認定)

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		月ごとの保育料 (利用者負担額) (単位：円)	
階層区分		3歳未満児	
		標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0
B1	当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0	0
B2	当該年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯（※1、※2）	8,200	8,100
C1	当該年 5,000円未満（※1、※2）	9,200	9,100
C2	度分の 5,000円以上48,600円未満（※1、※2）	10,500	10,400
C3	市町村 48,600円以上58,200円未満（※1で57,700円未満、※2）	11,400	11,300
C4	民税所 58,200円以上67,900円未満（※2）	13,500	13,300
C5	得割の 67,900円以上77,600円未満（※2で77,101円未満）	16,200	16,000
C6	額が次 77,600円以上87,300円未満	18,800	18,500
C7	の区分 87,300円以上97,000円未満	21,300	21,000
C8	に該当 97,000円以上121,000円未満	24,700	24,300
C9	する世 121,000円以上145,000円未満	28,000	27,600
C10	帯 145,000円以上169,000円未満	32,100	31,600
C11	169,000円以上187,000円未満	34,500	34,000
C12	187,000円以上206,000円未満	36,700	36,100
C13	206,000円以上225,000円未満	39,400	38,800
C14	225,000円以上244,000円未満	40,400	39,800
C15	244,000円以上263,000円未満	41,500	40,900
C16	263,000円以上282,000円未満	42,900	42,200
C17	282,000円以上301,000円未満	44,900	44,200
C18	301,000円以上	46,900	46,200

「3歳未満児」→ 各年度の初日の前日において3歳に達していない児童

※1 多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の利用者負担額を半額、第3子以降の利用者負担額を無償化とします。

※2 要保護世帯等（ひとり親世帯等）に該当する場合、保育所等に通う第1子の利用者負担額を半額、第2子以降を無償化とします。

※保育料の算定にあたり、寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除の税額控除の適用はありません。これらの控除のある方の税額は、「控除がなかった場合の税額」となります。